

氏 名 游 舒 婷  
学位の種類 博士（歴史民俗資料学）  
学位記番号 博甲第260号  
学位授与の日付 2020年3月31日  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
学位論文の題目 日本植民地統治下台湾の文化統合  
—違警罪取締による風俗の編成を中心に—

論文審査委員 主査 神奈川大学 准教授 後田多 敦  
副査 神奈川大学 教授 佐野賢治  
副査 神奈川大学 准教授 大川啓  
副査 国立歴史民俗博物館 名誉教授 安田常雄

## 【論文内容の要旨】

本論文は、日本統治下における台湾社会の風俗や旧慣再編に対する日本統治の関与や影響を明らかにすることを目的としている。本論文では、法制などさまざまな側面を含めた近代国家の国民統一般を「文化統合」と定義し、特に違警罪取締に着目した。そして、日本の占領当初から台湾違警例が公布された1908年までの期間における犯罪即決制度の変遷をたどり、即決権と取締体制の制度と運用の実態を明らかにした。加えて、宗教者や暦を通して民俗信仰に対する規制を検討し、日本統治と台湾社会の葛藤を明らかにした。本論文では、明らかにした台湾の風俗や取締に関する事例が、植民地研究における同化／差異化問題を再考する素材を提供することも目指した。

論文の主な構成は以下である。

### 序章 課題、視点と方法

はじめに

#### 第一節 先行研究

- 1 東京違式註違条例から旧刑法第四編違警罪へ
- 2 日本における風俗関係法に関する研究

#### 第二節 課題と視点

- 1 植民地的近代化と取締体制
- 2 宗教という要素と文化統合
- 3 風俗の概念—道徳的共同体として—

#### 第三節 本稿の課題、構成、資料

- 1 課題と構成
- 2 資料

### 第一章 清領期台湾における寺廟中心の村共同体の概説

はじめに

#### 第一節 街庄の公共的事務

## 第二節 村の形成に伴う民俗信仰の定着

- 1 寺廟の建設と街庄の形成
- 2 民俗信仰の特徴
- 3 天の信仰という世界観の構築

—19世紀末にアメリカ人ルジャンドルの捉えた中華的世界観を事例として—

## 第二章 第一期植民地戦争下「良民」の日常統制

—刑法及び憲兵・警察裁判権の運用について—

はじめに

### 第一節 刑法の公布と統治権威の樹立

- 1 「軍事犯」・「常事犯」裁判管轄について
- 2 台湾住民適用の刑法とそれについての新聞報道
- 3 刑法の運用の実態

### 第二節 憲兵・警察勤務内容及び裁判権の運用

- 1 憲兵・警察裁判権の対象
- 2 憲兵・警察勤務内容にみる取締の実態
- 3 他の取締の実態
- 4 在台日本人対象の「醜体」取締

おわりに

## 第三章 取締体制と植民地的文明開化—1896か～1897年の台北県を中心に—

はじめに

### 第一節 新しい風俗の形成

- 1 日本人の渡台
- 2 民衆諸職業に対する規制

### 第二節 1897年間犯罪別統計からみる取締の実態

- 1 「拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルヘキ犯罪即決例」の公布
- 2 1897年間犯罪統計資料にみる取締の実態

おわりに

付録 貸座席及娼妓・飲食店営業・人力車営業・街路取締規則条文全文

## 第四章 犯罪即決の運用についての考察—二十庁時期を中心に—

はじめに

### 第一節 地方行政・警察官署の一体化と処分権の移行

### 第二節 軽犯罪即決制度

- 1 軽犯罪即決例と罰金及笞刑処分例の公布
- 2 軽犯罪即決制度の取扱の実態

### 第三節 地方違警罪目から台湾違警例へ

- 1 地方違警罪目の制定—台北県違警罪目を例に
- 2 地方違警罪から標準たる違警罪目の制定へ
- 3 1908年台湾違警例

おわりに

## 第五章 民衆生活における僧侶・道士・巫覡・術士の存在と違警罪取締

はじめに

### 第一節 1910年代の宗教調査

- 1 宗教調査の時代背景
  - 2 『台湾宗教調査報告書』（1919年）の内容構成
  - 第二節 『台湾宗教調査報告書』にみる僧侶・道士・巫覡・術士
    - 1 僧侶・道士・巫覡・術士の特徴
    - 2 日師を職業とする林啓元氏
  - 第三節 1910年前後における僧侶・道士・巫覡・術士の存在と社会的地位
    - 1 「迷信」と社会秩序の維持
    - 2 識字問題
    - 3 職業の階級的な分類
    - 4 1918年における僧侶・道士・巫覡・術士
  - 第四節 違警罪に巻き込まれた僧侶・道士・巫覡・術士
    - 1 童乩の取締
    - 2 社会的習慣上の容認と取締の間
- おわりに
- 付録 術士（日師）からの聞き書き

## 第六章 暦という出版物の頒布、流通と取締—吉凶日の記載される暦を中心に— はじめに

- 第一節 中華的な暦の流通とその象徴
    - 1 時憲書とそれを底本とした民間暦の流通
    - 2 中華的な暦のもつ政治的・文化的象徴
  - 第二節 神宮暦の頒布と「清暦」の取締
    - 1 神宮暦の頒布とそのもつ政治的・文化的象徴
    - 2 「清暦」の取締（1909年以降）
    - 3 台湾総督府容認の暦図
  - 第三節 台湾民暦の正当性の構築とその普及・変遷
    - 1 「台湾民暦編製ノ議」とそれに反する意見
    - 2 台湾民暦の特徴
    - 3 台湾民暦の正当性の構築
    - 4 台湾民暦の普及と変遷
    - 5 戦時下（1938年以降）の暦取締
  - 第四節 台湾民暦と戦後の連続性
    - 1 戦後初期の民間暦
    - 2 戦前戦後の連続性
- おわりに

## 終章

本論文の各章は以下のように要約できる。

序章では、研究課題を設定、視点と方法を示しながら台湾における違式註違条例をはじめとする風俗関係法に関する先行研究を整理した。そして、軽犯罪即決制度は台湾社会の風俗を強力に規制し風俗再編に大きく影響を及ぼしていたが、その運用と影響についての研究がないことを指摘した。それを踏まえて、違警罪取締による風俗再編の実態分析を通して、日本植民地統治下台湾の文化統合の問題へ迫ろうとする本論文の課題を研究史に位置づけた。さらに、論文の重要な

概念である文化統合や風俗などについての定義を確認し、用いた資料についても言及した。

第一章では、日本植民地下台湾の前史を概観し、清領期における福建と広東からの移住民を中心に形成されてきた村共同体について説明した。支配層・裁判権・公的財産・治安・防衛などの側面から村共同体の自治事務を説明したほか、民俗調査報告をもとに村人の精神的な拠り所について解説した。例として取りあげた「街庄」では、比較的軽い犯罪の裁判は村自治に任されていたことや、寺廟の祭神が絶対的な地位にあったことなどを示した。

第二章では、第一期植民地戦争下（軍政期）における刑罰の即決制度導入と運用の実態を明らかにした。日本統治が始まると、台湾住民刑罰令と台湾住民治罪令が1985年11月に公布され、さらに台湾処罰令で即決の対象が違警罪以外にも拡大された。砂金の密採取、「土匪」取締などの事例を検討し、即決権の運用実態を明らかにした。また、日本と台湾住民適用の刑法における阿片に関する規定の比較、台湾人と在台湾日本人対象の違警罪の比較から、台湾における刑法の適用の目的が日本の「国力」と日本軍の「威信」を保つことにあったと論じた。

第三章では、日本人が多く滞在した1896年から97年の台北県を対象に、娼妓業・人力車業・飲食業・街路取締規則などの職業取締規則と取締の統計資料をもとに、取締を分析した。規定上は在台日本人と台湾人のいずれも即決の対象だったが、実際には日本人に対する取締の方が台湾人より厳しく行われていたことを指摘する。特に、貸座敷並娼妓・料理屋・旅人宿取締規則の執行に重点が置かれていたことから、この取締体制が「民族的格差」を生み出す装置として機能していたことを明らかにした。

第四章では、二十庁時期と呼ばれる1901年11月から1909年10月までの時期の即決制度や運用について検討した。この時期は即決権を有する者が庁長・庁警部・支庁長（警部）となり、さらに、軽犯罪即決例が1904年に公布されることで、即決官の権限が違警罪にとどまらず賭博や阿片などの軽犯罪にも拡大された。軽犯罪即決の運用実態を刑の執行の流れで示し、民衆にとって庁・支庁が裁判所であり受刑の場ともなっていたことを示した。笞刑を執行した巡査補の地位は低いが、一般民衆に日本の統治権力を具体的に「実感」させる役割を担ったとした。また、台湾違警例が台湾独自の違警罪目の集大成として1908年に公布され、他の諸行政規則よりも一般民衆の日常生活を強く規定していたことを明らかにした。

第五章では、僧侶・道士・巫覡・術士という伝統的な精神世界にかかわる宗教者と台湾違警例のかかわりについて論じた。民俗調査報告書などを用い、僧侶・道士・巫覡・術士の社会的地位や影響力を明らかにし、台湾全地域宗教者取締推移図の分析などを行った。そして、医療妨害に対する取締は厳しく行われたが、宗教者は主要な取締対象でないこと、言論空間への規制が年を重ねるごとに厳しくなっていた事実を指摘した。

第六章では、日本統治の約50年間における暦の頒布・流通・取締の事例を通して民俗信仰への規制について検討した。まず、前史として清領期台湾での清国公式暦「時憲書」と、それをもとに発行された民間暦を取り上げた。清国皇帝は天命を受けて暦を頒布することで統治の正当性を維持するという、暦の政治的・文化的な意味を提示した。時憲書と民間暦は中華的な宇宙論にもとづく吉凶情報が掲載され、吉凶情報の豊富な民間暦の方が愛用されたとする。日本統治下では、国家神道主義の強化の道具でもあった神宮暦が頒布されたが、民間では中華的な吉凶にもとづく時間規範が残り続けたと分析した。清国から輸入される暦の所持や販売は1909年以降禁じられ、1913年からは台湾総督府が「台湾民暦」という官暦を頒布した。台湾民暦では、太陽暦と太陰暦が対照され吉凶情報も掲載され、台湾神社祭などが掲載された。台湾の実情に合わせた暦となり、国家神道主義のイメージのほか植民地統治の正当性が強調されていると分析する。さらに、台湾民暦の吉凶欄は1937年に廃止された。この背景には「日本語も普及し、風紀も変化してきた今、古いことにこだわっている時ではない」という判断があったとする。

台湾民暦自体は1945年まで発行され続けた。吉凶情報が廃止されると、吉凶情報の掲載は取締

の対象となったが吉凶情報は消えず、取締を徹底することは困難だったと指摘した。戦後初期の民間の暦には「台湾民暦」というタイトルを用いたものがあった。

終章では4点の成果を整理しながら、今後の課題を述べている。第1は犯罪即決制度の導入・拡大と即決の運用実態を明らかにしたこととする。第2は取締体制が生み出す民族的格差を明らかにしたこと。第3は宗教者や暦を通して、民俗信仰への規制も実態を明らかにしたことである。第4は日本の統治方針と風俗取締の実態を明らかにしたこととする。台湾総督府の基本的な施政方針は「土匪」の鎮定と官僚権威の樹立、殖産興業の基礎確立であり、「風俗改良」については、改めることは容易ではないとして旧慣温存としていた。これに対し、日本の天皇制秩序がどのように植民地下台湾の民俗的世界に介入し、台湾総督府の統治方針と衝突しつつ展開したかのかを示したとする。

今後の課題としては、日本政府の統治方針、特に経済政策や文化政策などの要因も検討していく必要性などを挙げた。

## 【論文審査の結果の要旨】

本論文の全体として評価すべき点は、日本統治下台湾における風俗関係法とその運用が台湾社会の風俗に与えた影響について、違警罪取締の制度と運用の実態に焦点を当て、法令や具体的な事例を通して明らかにしたことである。日本統治下台湾における風俗関係法の適用と風俗再編の関係について明らかにした先行研究は少なく、本論文は日本地統治下の台湾社会についての新しいアプローチに基づいて、新しい事例と知見を提示したといえることができる。

また、論文の射程は広く、日本統治下台湾という大きなテーマにおいても評価できる。法制などさまざまな側面を含めての近代国家の国民統合を「文化統合」と定義し、風俗の取締や暦の流通や活用などの事例から、台湾における同化や皇民化、一般的には「植民地的近代化」といわれる資本主義化や民族的差別の事例として明らかにした点も、この論文の評価点である。これらの成果に加えて、検討の前提として網羅的に収集している風俗関連法と取締の実態を示す具体的な事例自体も、本論文の重要な成果だと評価できる。

本論文の具体的な成果と意義を挙げたい。

第1点として、植民地統治下台湾における違警罪をはじめとした風俗関係法及び即決制度の導入と適用拡大という制度変遷を整理し、具体的な事例を紹介しながらその運用の実態を示した点である。植民地統治による風俗への介入を具体的に浮きぼりにした点だ。即決制度によって、一般民衆にとって庁や支庁は裁判所であり受刑の場となったこと、民衆と触れ合う巡査補は笞刑を執行することで、低い地位ながら日本の統治権力を実感させる役割を担ったことなどを指摘し、取締と風俗再編の具体的な事例を示している。軽微な罪の取締から風俗へ介入したという日本統治のあり方の一つの実態を具体的に示した点は貴重な成果である。

第2点として、風俗関係法などの取締体制が生み出した台湾人と在台日本人との「民族的格差」を事例で明らかにしたことである。例えば、服を着用せず町を徘徊する行為は、台湾人の場合は罪に問われず、日本人は「風紀を害する行為」として処罰された。この差異を日本人の「文明」イメージを付与、あるいは強化して大日本帝国と軍隊の「威信」を保つためだったと分析する。ほかにも娼妓・飲食衛生・人力車業についての取締事例を示し、取締が「民族的区分」に基づいて行われていたことを明らかにしている。

第3点として、日本統治下台湾における僧侶・道士・巫覡・術士という宗教者の社会的地位と民衆の関係、彼らに対する規制の実態を明らかにしたことである。宗教者は加持、祈祷、符術をすることで社会の平和を乱し、人心を混乱させる場合が処罰対象であり、宗教者そのものは取締の主な

対象ではなかったことを明らかにした。

第4点として、日本統治下台湾の暦の頒布・流通などを明らかにしたことである。加えて天皇制と結びついた日本の暦と、中華的な宇宙論にもとづく吉凶情報が掲載された台湾民暦を通して、日本統治の民俗世界への介入と規制を明らかにした。日常生活を規定する暦という具体的なモノから、台湾総督府の統治方針と日本本土での国民統合を担った天皇制秩序との葛藤を浮かび上がらせ、日本統治下台湾の特質を描き出したこと。

第5点として、本論文が取り上げた多くの事例自体も成果の一つとしてあげていい。成果として挙げた分析などで、風俗に関する多様な事例が抽出されているが、これらの事例の多くが新しい知見を提示したと評価できる。

本論文の評価点や日本統治下台湾の研究における貢献点をあげたが、幾つかの課題もみられる。その一つは、構成や叙述における整理不足による難解さや曖昧さがあるという点である。そのため、叙述の重複や用語の不統一なども散見された。また、多くの事例を収集していることは評価点ではあるが、その事例への踏み込んだ分析が十分でない点も見られた。ただし、構成や叙述の問題や事例に対する分析の在り方の問題は、本論文の視点や問題設定の新しさや事例に基づく実証の成果を損なうものではない。全体として叙述上の課題は補われている。

本論文の成果は要約すれば、日本統治による台湾社会の風俗などへ介入と再編の実態を分析し、風俗や信仰、暦などへの規制から日本統治のあり方を具体的に提示した点にある。日本統治下台湾における統治や風俗再編についての新しい知見を提示したと評していい。

以上を踏まえれば、本論文は課題設定やアプローチの新しさ、多様な資料の活用による事例の提示と日本統治下の台湾研究、特に本論文がいう「文化統合」における新しい知見を提示しており、博士（歴史民俗資料学）の学位を授与することが適当であると、審査委員一同判断した。